

日本生理学会エデュケーター認定制度 規約

第1章 総則

第1条（目的・名称）

一般社団法人日本生理学会（以下「本会」という）は、生理学教育者として広い知識と優れた教育能力を備えた人材を育成して社会に送り出し、多くの学生がより高い水準の生理学教育を受けられるように教育界に対して貢献する。

学生教育において指導的立場にある教員のみならず、研究を主体として活動している若手研究者が多く参加している本会は、この目的達成のために優れた生理学教育者を育成・支援するためのエデュケーター認定制度を制定する。

会員の教育に関する資質や努力を学会として認定するだけではなく、将来教育職を希望する会員のために、正しい努力の方向性を示すことが本制度の目的である。

2 本制度では次の種別を設ける。

- (1) 「生理学エデュケーター」：生理学教育者として広い知識と優れた教育能力を備え、日本生理学会が認定した高い水準の生理学教育を行うことができる者。
- (2) 「卓越生理学エデュケーター」：生理学の質の向上に貢献する教育者の育成・支援を担うことができる者、わが国および世界の生理学・生理科学をけん引する研究者の育成・支援を担うことができる者。

第2条（運用機関）

本会は、制度の維持と運用にあたるため、認定制度委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2章 認定制度委員会

第3条（委員会の構成）

委員会は、5名以上10名以内を定数として構成する。但し、委員が任期途中で退任した場合において、委員の員数が5名を下回らないときは、後任を選任しないことができる。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置くものとし、理事長が次期委員長候補者を推薦し、理事会の議によって選任する。
- 3 委員は、委員長が次期委員候補者を指名し、理事会に報告する。
- 4 委員の任期は、2年とする。但し、補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の在任する委員の任期の満了すべき時までとする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 理事会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解任することができる。
 - (1) エデュケーター認定制度の信用を損なう行為をしたとき。
 - (2) その他委員の職責を果たせないと認められるとき。
- 7 委員長及び副委員長の解任については、前項を準用するものとし、「委員」を「委員長又は副委員長」に読み替えるものとする。

第4条（委員会の業務）

委員会は、次の業務を行う。

- （1）認定のための審査
- （2）認定失効のための審査
- （3）その他、認定制度の運用に必要な業務

- 2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員（委員長を含む）の過半数をもって、これを決する。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 3 委員会の招集通知は、会日より1週間前までに各委員に対して発する。
- 4 委員会は、教育委員会と連携して業務を進める。

第5条（委員長）

委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、委員会の業務の状況を理事会に報告しなければならない。

第6条（副委員長）

副委員長は、委員長を補佐する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

第7条（議事録）

委員会の議事については、委員長が議事録を作成し、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 本会の理事及び監事並びに委員会の委員は、議事録を閲覧することができる。

第8条（委員の報酬）

本会は、委員、委員長又は副委員長の業務に関しては、報酬を支給しない。

第3章 生理学エドゥケーター

第9条（生理学エドゥケーターの認定）

本会は、第10条に定める要件を備え、かつ、委員会が生理学エドゥケーターとして適格性を有すると判断した者を、理事会の決議により生理学エドゥケーターに認定する。

第10条（認定に必要な生理学エドゥケーターの要件）

生理学エドゥケーターとなるには、次の要件をすべて備えることを要する。但し、委員会は、認定についての経過措置を別途定めることができる。

- （1）本会の正会員であり、年会費を滞納していないこと。かつ、委員会が定める生理学エドゥケーターに求められる基本的な資質能力を有すること。
- （2）出願時から遡って5年以内に、生理学モデル講義又は教育講演など委員会が指定するイベントに出席して15ポイント以上獲得していること。但し、ポイントの加

算方法は委員会にて別途定める。

(3) 生理学会評議員が推薦した所定の推薦書があること。但し、自薦を除く。

(4) 本条第2項のいずれかの要件を備えていること。

2 前項第4号の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 認定試験に合格していること。但し、認定試験に関する規則、実施要領は委員会にて別途定める。

(2) 生理学会大会又は地方会での発表(発表者氏名が先頭又は最後尾に位置するものに限る)経験があり、両方の発表回数の合計が通算3回以上であること。

(3) 修士又は博士の学位を有すること。

(4) 査読がある雑誌に掲載された生理学関連分野又は生理学教育関連の論文(氏名が先頭又は最後尾に位置するものに限る)が1報以上あること。なお、論文が生理学関連分野又は生理学教育関連に該当するか否かは委員会にて判定する。

第11条(生理学エデュケーターの更新要件)

生理学エデュケーターの更新をするためには、次の要件をすべて備えることを要する。

(1) 認定後の5年以内に生理学モデル講義又は教育講演など、委員会が指定するイベントに出席して5ポイント以上獲得していること。

(2) 認定後の5年以内に次のいずれか一つを満たすこと。

① 生理学会(本大会・地方会)で筆頭・共著合わせて3回以上の発表があること。

② 生理学関連分野の論文が1報以上あること。

③ 前項の5ポイントに加えて、生理学モデル講義又は教育講演など、委員会が指定するイベントに出席して、5ポイント以上獲得していること。

第12条(生理学エデュケーターの認定失効)

生理学エデュケーターは、次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を失効する。

(1) 生理学エデュケーター認定を辞退したとき。

(2) 本会の会員資格を喪失したとき。

(3) 認定日から5年を経過し、第11条に定めるすべての更新の要件を満たさないとき。

(4) その他、生理学エデュケーターとして適格性を欠くと委員会が判断し、理事会の承認がなされたとき。

第13条(休会した場合の取扱い)

本会の正会員が休会についての規約に基づき休会した場合、第10条第1項第2号に掲げるポイントの算定は、休会した期間を含めて5年より前のポイントは含めないものとして行う。

2 本会の正会員が休会についての規約に基づき休会した場合における第11条第1号及び第2号に掲げる「認定後の5年内」は、「認定後の5年内(但し、当該5年以内に休会についての規約に基づいて休会したときは、当該5年に当該休会期間を加えた日数内)」と読み替えるものとする。

第14条（その他）

出願料，登録料及び登録更新料については別途定める。なお，一度支払われた出願料，登録料及び登録更新料については，いかなる場合でも返還しない。

第4章 卓越生理学エドゥケーター

第15条（卓越生理学エドゥケーターの認定）

本会は，第16条に定める要件を備え，かつ，委員会が卓越生理学エドゥケーターとして適格性を有すると判断した者を，理事会の決議により卓越生理学エドゥケーターに認定する。

第16条（認定に必要な卓越生理学エドゥケーターの要件）

卓越生理学エドゥケーターとなるには，次の要件をすべて備えることを要する。但し，委員会は，認定についての経過措置を別途定めることができる。

- （1）生理学エドゥケーターの認定を受け，かつ1回以上更新していること。
- （2）本会の評議員として5年以上の経歴を有すること。
- （3）別に定める認定基準を満たしていること。

第17条（卓越生理学エドゥケーターの更新）

卓越生理学エドゥケーターの認定は，生理学エドゥケーターの認定が継続する限り有効とする。

第18条（卓越生理学エドゥケーターの認定失効）

卓越生理学エドゥケーターは，次の各号のいずれかに該当したときは，その認定を失効する。

- （1）生理学エドゥケーター認定を失効したとき。
 - （2）卓越生理学エドゥケーターとして適格性を欠くと委員会が判断し，理事会の承認がなされたとき。
- 2 生理学エドゥケーター認定を失効した者が，再度，生理学エドゥケーターの申請を行い認定を受けた場合には，卓越生理学エドゥケーターの申請を再度行うことができる。なお，この場合において，第16条第1号の要件は要しないものとする。

第19条（その他）

出願料及び登録料については別途定める。なお，一度支払われた出願料及び登録料については，いかなる場合でも返還しない。

第5章 規約の変更

第20条（規約の改廃）

本規約の改廃は，委員会にて検討し，理事会の決議をもって発効する。

第6章 附則

第21条（施行）

この規約は、平成24年11月24日から施行する。

平成24年11月24日	制定
平成28年5月11日	改定
平成30年11月28日	改定
令和5年3月13日	改定
令和5年6月5日	修正